



平成 27 年度 事業計画及び事業報告（平成 27 年 10 月迄）

※事業計画は**囲み**の部分となります

（「H26:〇〇」とあるのは、昨年度年間実績を7ヶ月分とした場合の数字）

昨年度は、一昨年に実施した委託相談支援事業所、関係各機関への聞き取り調査等をもとに整理された課題の解決（ア．事業の枠組み、イ．支援の枠組み、ウ．相談員の資質）に取り組みつつ、その都度出された相談支援事業所等からの要望に基づき活動してきた。また、年度末に区毎（厚別区と清田区は合同）に実施した委託相談支援事業との懇談会では、新たな課題も出されてきた。今年度は、昨年度までの事業の充実をはかりつつ、新たな課題にも取り組んでいきたい。また、基幹相談支援センターに必要な人員、人材の安定的な確保について一定の方向を示していきたい。

1. 障がい者相談支援事業所の支援

（1）個別相談支援業務

札幌市外からの転入等、他の委託相談支援事業所等で行うことが難しい次の相談支援業務を行う。支援の方向が定まり次第、最寄りの相談支援機関等に引き継いで行く。

- ①市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する区が決まっていないケース
- ②地域生活定着支援センターから依頼のあった特別調整等のケース
- ③札幌地方検察庁社会復帰支援室から依頼のあった釈放見込みケース
- ④札幌弁護士会から依頼のあった精神科病院に入院中の退院請求ケース

登録者数は 10 名（H26:7.6）で、そのうち 9 名が上記①のケース。1 名は上記に該当しないが、居住区にある委託相談との利害関係により、居住区の委託相談と当所で役割を分担して対応したケース。支援回数は延べ 59 回（H26:59.5）。なお、未登録者への支援回数は延べ 110 回（H26:32.7）。

（2）「札幌市障がい者相談支援事業」の改善推進

平成 25 年度の委託相談支援事業所、関係機関への聞き取り調査結果などから得られた課題を下記の通り整理し、相談支援部会等を通じて一定の結論を得てきた。今年度は、残された課題の解決に向かうとともに、さら事業所との面談や実施状況報告書の分析等から運営に関わる課題を明確にし必要な提案を行っていく。

<別紙：委託相談の課題解決に向けて>

(3) 相談支援事業の後方支援、スーパーバイズ

昨年度は、相談支援部会や区単位の相談支援連絡会等を通じた研修会、事例検討会等に参画してきたほか、「計画相談に関するハウツー研修」や「『人材育成』と『スキルアップ』研修」などを主催してきた。今年度も相談支援事業所等からの要望に柔軟にこたえていくとともに、継続して研修会等を企画していく。また、各相談支援事業所や区単位で研修会等を企画できるようにお手伝いしていく。

①個別ケースへの助言（委託相談、基本相談、計画相談、地域相談等）

②事業所運営に関する助言

③事例検討会の開催及び参画、事例検討に関する助言

④事業所、区ごとの研修、人材育成に関する助言 など

* 委託相談支援事業所新任職員研修（4月24日）

* 人材育成とスキルアップ研修（年に数回）

* 札幌弁護士会高齢者・障害者委員会との共催研修（年4回）

委託相談支援事業所に対する上記①～③についての支援件数は59件で、このうち約半数の31件は個別ケースに関するもの。計画相談や地域相談についての支援依頼は、指定のみの相談支援事業所と比べて少ない傾向にある。同じく委託を受けていない指定相談支援事業所に対する支援件数は52件。

『委託相談支援事業所新任職員研修』は4月24日に実施。『「人材育成」と「スキルアップ」研修』は、6月22日に「面接技術」をテーマに実施。「札幌弁護士会との共催研修」は7月2日と9月24日に実施。

2. 計画相談支援の推進

札幌市と必要に応じ検討の場を設けながら、以下について取り組んでいく。

(1) 計画相談と委託相談のバランスを含めた計画相談のルール化

「札幌市障がい者相談支援事業」のあり方の検討と同時に指定相談支援事業所の拡大等について検討し、札幌市等と協議していく。

札幌市自立支援協議会相談支援部会のプロジェクト（要綱改訂チーム・ガイドブック改訂チーム）での検討や、区毎委託と指定の意見交換会を12月上旬までを目途に開催することとしている。

(2) 研修会等の企画、運営

指定相談支援事業所を対象に、制度や手続き等の理解の推進、及び計画相談の質の担保をねらいにした研修会を企画し、必要な知識、技術等の普及、周知をはかっていく。

- ① 計画相談に関するハウツー研修（年12回 毎月第2木曜日 午後）
- ② 要望に応じたオーダーメイド研修（その都度）

①については、年度当初の時期的な理由もあり5月からの開催で、5月から10月までの6ヶ月間で65名の受講修了、内指定相談48名。

②についても、当所や事業所での研修等を実施している。

(3) サービス等利用計画の質の担保

サービス等利用計画の質の担保をめざし、相談支援マニュアルの改定や関係するQ & Aの作成、サービス等利用計画の検証等について、障がい福祉課と連携しながら検討を進める。

Q & A集については、『計画相談支援 How to 研修』での疑問と札幌市の回答を蓄積と、受講者への情報提供を行っている。

サービス等利用計画の検証については、就労アセスメント対象ケースからの実施を札幌市へ提案中。

3. 地域相談支援の推進

昨年度は、精神科病院、こころのリカバリー総合支援センター等と懇談し、情報の共有と課題について検討してきた。また、地域移行の対象者拡大に伴い、市内救護施設4か所の挨拶回りを行った。個別のケースについて、地域生活定着支援センターと連携してきた他、精神科退院請求患者の退院時支援について札幌弁護士会の高齢者・障害者支援委員会の精神保健セクションと連携し、退院後の環境調整を行ってきた。

今年度は、「精神科病院マップ」等を作成し地域の相談事業所に精神科病院の存在や病床数を周知していく他、退院後に適切な医療が受けられる仕組み作りのために精神科病院の医師、PSWや相談支援事業所等から連携先精神科病院の紹介を受け関係者の輪を広げる『種蒔き活動』を行っていききたい。また、退院支援時にピアサポーターの参画をはかる他、札幌弁護士会やこころのリカバリー総合支援センター、札幌市精神保健福祉センター、札家連等との連携を強化し地域移行を推進していききたい。

今年度「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアサポーター活用業務」の委託も受けて、年度当初から、札幌市障がい福祉課担当者との打合せを重ね、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長名で、市内の精神科病床を有する病院に協力依頼の文書を発出（9月8日）。業務の周知と、病院訪問に向けた病院内の担当者について集約を実施し、11月から市内精神科病院への挨拶回りをピアサポーターとともに開始する。これらと並行し、全道域での『精神障がい者地域移行「医療と福祉の連携研修会」』開催（H27年11月18日及びH28年1月21・22日）の準備に関わってきた。

地域相談支援の対象者は精神障がいに限定されるものではないが、地域移行支援推進の第1段階として、精神保健福祉分野から取り組みを開始している。

4. 障がい当事者による相談支援活動の支援

昨年度に引き続き、相談支援部会と連動しながら、下記の事務局的功能を担い、課題の整理、改善策の推進をはかっていく。また、「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアサポーター支援業務」を受託し、ワン・オール内にピアサポーターを配置して事務局機能を強化していく。

（1）ピアサポーター配置事業所意見交換会

ピアサポーター配置業務（機能強化事業）の検討、見直しをはかり、改善策を検討する。

これまで2回開催し、ピアサポーター配置業務の今後のあり方の検討のために意見交換を継続している。

（2）ピアサポーター交流会及びピアサポーター主催研修会

ピアサポーター同志の経験交流、情報交換等を側面的に支援し、ピアサポーター業務の質の向上をはかっていく。（毎月第2水曜日 夕方）

今年度は毎月開催し、開催時間の工夫や、3色カードの活用も行っている。内容は苦勞の意見交換や前年度に実施したアンケートを材料にした話合いの他、10月からは、「自分たちのことを語りつくそう！」という企画を研修会的に開催している。

(3) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

札幌市障がい者相談支援事業機能強化と合わせて、精神障がい分野のピアサポーターの養成、精神科病院、入所施設等からの退院・退所促進について検討していく。

< 3. 地域相談支援の推進 > と同様。

5. 札幌市自立支援協議会

(1) < 全体会・運営会議・まちプロ > の事務局業務を通じた協議会全体の活性化

札幌市と協働して事務局を担い課題の整理を行っていく。まちの課題整理プロジェクトでは、平成26年度に課題のカテゴライズを行い、課題の交通整理のスピードアップには成功したが、反面交通整理後の経過を追えていないため、全課題の丁寧な経過確認を目的とした話し合いへの質の転換を図りつつ、全体会や運営会議を活性化する。

10月26日に全体会と、その準備のための運営会議を10月7日に開催した。9月29日には東区地域部会運営会議に参加し、住まい課題の進捗状況確認と今後の方向性を確認している。

まちの課題整理プロジェクトでは、前年度から継続して課題の交通整理を実施。「移動」課題では、調査活動のための論点整理を開始。「行政の仕組」課題では、前年度のアンケート結果をもとにした区毎意見交換会開催の提案や、行政職員へのアンケート実施をしたが、何れも活発な状況が無く、区毎のインタビュー実施を検討している。「重複障がい」についての課題は、有期プロジェクトを設置して、居宅介護事業所と訪問看護事業所へのアンケートを実施して現状の把握を行っている。

(2) 相談支援部会事務局業務を通じた、相談支援部会の活性化

相談支援部会は、平成26年度事業計画で「今後の相談支援部会が担うべき役割や目標等を、規約に立ち戻り見つめ直す1年にしていく」こととしたが、「委託相談の課題解決に向けて（通称：委託改革推進）」の話し合いに多くを割かれていたため、当面は昨年度同様の開催頻度を維持し当初の目標を目指したい。

「課題調べシート」からの地域課題抽出の取組みについては、各地域部会では行えない（行いにくい）との意見から相談支援部会がやむを得ず行っている側面があり、今後、地域課題抽出の役割を地域部会の場に移していけるよう事務局としても意識したい。

隔月偶数月にて定例会を開催し、その準備のための事務局会議も奇数月に開催している。「課題調べシート」については5件の提出があり、内4件について定例会で共有した。指定相談支援事業所については、約80事業所が集まることの難しさから、区毎に指定相談支援事業所を含む相談支援事業所の意見交換会開催についての確認ができています。また、地域部会や地域支援員についての意見交換や情報共有についても実施した。

相談支援部会事務局会議では、子ども部会との意見交換や、定例会での障がい者就業・生活支援センター（就業・生活相談室を含む）や、地域生活定着支援センター等との意見交換会も開催。

相談支援部会のプロジェクトでは、企画推進室の開催7回（内研修1回）、改訂チーム（要綱・ガイドブック）での検討に計15回事務局として参加。

交換研修については、10月から開始している。

（3）各区地域部会への参加を通じた、地域部会の活性化と役割の確認

全ての区の地域部会に参加する中で、時間と場所を共有しながら協議会全体の現状について情報提供しつつ、各部会の運営課題の整理を支援していくために、各部会の運営状況を可視化するツールを作成、活用する。

地域部会へは、43回参加（地域部会連絡会1回を含む）。状況を見ながら、協議会の他の組織の情報提供などを行い、いくつかの地域部会では、課題提出への意識が高まりつつある。一方で、イベント的な何かをすることが選考する中で、目的が不明確なままの地域部会もあり、活性化のきっかけができつつある区へは優先的な参加を行うようにしている。

自立支援協議会事務局業務は、全体で延べ97回（H26:93.3）。

（4）「さっぽろ障がい者プラン」の評価・見直しへの関与 など

国が示す「障害福祉計画のPDCAサイクル」に基づきつつ、協議会として「さっぽろ障がい者プラン」の評価・見直しに関与する。

平成26年度全体会で相談支援部会と子ども部会、発達障がい者支援関係機関連絡会議から「さっぽろ障がい者プラン」への提案を行い、提案結果についての回答を札幌市から得た。平成26年度の提案と回答については、平成30年度からの「さっぽろ障がい者プラン」の策定作業に向けた練習と捉え、提案と回答の関係について分析を行い、より効果的な提案の手法についての検討を行うことで次期計画策定に備える。

まちの課題整理プロジェクトで、見直しアクションの検討を開始。具体的には29年度に市が実施する改訂作業のため、28年度に実施される実態調査を行う前に前提を整理することから始める必要があり、これまでの「さっぽろ障がい者プラン」への提案内容の再確認や、他都市の状況の情報収集等を行っていくことの確認をした。

6. 地域支援体制の構築

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱の目的である「障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」のために、以下の事業に取り組んでいく。

（1）もれやすい課題、見過ごされやすい課題へのアプローチ

重症心身障がいのある人の課題など、相談支援事業からもれやすく見過ごされやすい課題に対して敏感にキャッチし、課題解決に向けて関わりを作っていく。

札幌市障がい福祉課を通して、相談支援部会へ課題調べシートを提出。詳細は別紙参照。

（2）市内関係機関との連携

行政や教育分野、就労分野、精神保健福祉分野、生活困窮者支援機関、札幌弁護士会、札幌市社会福祉協議会等との情報共有、連携を推進するために諸会議等へ積極的に参加していく。また、札幌弁護士会から依頼された触法障がい者の環境調整等についても支援していく。

札幌弁護士会とは、共催研修を2回開催し、この間5回の打合せも行った他、弁護士を含む司法関係者への個別ケースに関する助言等を行ってきた（59回）。札幌市社会福祉協議会とは、権利擁護審査の会委員や日常生活自立支援事業支援員向け研修への協力をして関与。こころのリカバリー総合支援センターともピアサポート活動で連携して取り組んでいる。

（3）生活圏域での連携

障がい者相談支援センター夢民及び隣接する相談支援機関等と連携し、石狩圏域等の生活圏域を考慮した情報交換、必要な支援の連携を促進していく。

夢民が主催する、「相談支援ネットワーク会議」等へ3回参加。また、振興局と北海道障がい者保健福祉課も加わって、札幌圏域（8市町村）の体制整備に関する意見交換会を実施し、当所が、北海道自立支援協議会地域づくりコーディネーター部会にオブザーバーとして参加することを確認した。

（４）地域づくりの推進

「第4期障がい福祉計画」（平成27年度から3年間）の策定を意識しながら、諸活動から得られた街の課題について関係各部署、障がい福祉課、石狩振興局、自立支援協議会等へ提案、提言していく。

<5. 札幌市自立支援協議会（4）「さっぽろ障がい者プラン」の評価・見直しへの関与など>及び<6. 地域支援体制の構築の（1）もれやすい課題、見過ごされやすい課題へのアプローチ>と同様。

（５）研修支援、人材育成支援

行政等が主催する障がい福祉関係研修に協力し、相談支援機関等のスキルアップに貢献するとともに、これらの研修会等を通じて関係機関の連携及び地域の支援体制の充実をめざしていく。

- ①要請に基づき、札幌市が主催する個別支援計画研修等及び北海道が主催する相談支援従事者研修等の企画、立案、ファシリテーター等の実働につく。
- ②①の研修に対する協力を相談支援部会に対して呼びかけ、調整していく。

「相談支援従事者研修基礎研修」の「後期」、ファシリテーターとして協力。市内の委託相談に向けても、相談支援部会定例会やメールで協力を依頼し、9事業所10名のファシリテーター協力を繋がる。なお、「個別支援計画研修」については協力要請が無かった。

7. 情報提供、情報発信

ワン・オール・プレス（機関紙）とワン・オールかべ新聞（ホームページ）等を通じて、関係機関に対して情報の提供と発信を行っていく。また、必要に応じて機関紙とホームページの役割、機能の分担を検討していく。

（１）ワン・オール・プレス（機関紙）：年４回以上発行

（２）ワン・オールかべ新聞（ホームページ）：随時更新

（３）内容

- ①ワン・オールの活動状況の報告
- ②自立支援協議会の活動状況の報告
- ③委託相談支援事業所等の活動状況の報告
- ④ピアサポーターの活動状況の報告
- ⑤研修情報の発信
- ⑥制度情報の発信 など

機関紙については２回発行し、関係機関へメールなどで発信している。ホームページは、「札幌市の相談支援事業所」アイコンを追加した他、随時必要な情報を掲載、更新し、７ヶ月間のアクセス件数が「ワン・オールかべ新聞」は 17,466 件、「ワン・オールブログ」は 3187 件。

8. 運営体制

（１）運営に関する基本的な考え方

昨年度に引き続き、運営の基盤に中立性・透明性、並びに継続性が保たれる仕組みづくりを行いながら、事業を展開していく。

①中立性・透明性が担保される運営

- ・スタッフは、所属所属法人に関わらず自らの中立性を担保していく。
- ・会議記録を含め関係資料を整備し、必要時に閲覧、公開できる状態を保つ。
- ・可能な限り再委託法人を一定数確保していく。

②継続性が担保されるスタッフの配置

- ・ワン・オールへのスタッフ派遣のメリットの整理等を行いながら、委託相談支援事業所スタッフ等と循環できるような仕組みを検討していく。
- ・ワン・オールの業務への、他の事業所相談員等の参画を呼びかけていく。
- ・相談支援部会「交換研修」への参加と相談員を受け入れていく。

③所属法人とワン・オール業務の関係整理

- ・スタッフの所属する法人に関わらず、次の点を明確にしていく。

・再委託法人からのスタッフの派遣にあたっては次の点を明文化し、契約書、仕様書とは別に確認する。

ア) 業務の遂行

スタッフは、契約書、仕様書に従い「基幹相談支援センター相談員配置業務」（ワン・オール業務）を遂行し、法人はそれを支援する。

イ) スタッフのスキルアップ

ワン・オールは、業務を工夫し派遣されたスタッフのスキルアップをはかる。

ウ) 知見や経験の交流

スタッフは、所属法人で得た経験等をワン・オール業務に生かすとともに、ワン・オール業務の遂行にあたって得られた知見、経験等を所属法人に還元する。

エ) 関係機関の活性化

これらによって、関係法人はもとより諸機関や地域の活動や交流、連携の活性化をはかっていく。

④ その他

・再委託法人スタッフの休暇の取扱い等、調整が必要な事項は引き続き検討していく。

・要綱等の見直し、委託、再委託の在り方等について必要な検討を進め、基幹相談支援センターに必要な人員、人材の安定的な確保について一定の方向を示していく。

(2) スタッフ体制

① スタッフ

受託法人である社会福祉法人あむにより2名、「相談員配置業務に関する委託契約」（再委託）により昨年度に引き続き、二つの社会福祉法人からそれぞれ1名のスタッフの派遣を受けることとする。

② ピアサポーター

「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアサポーター支援業務」を受託し、ピアサポーター1名を配置する。本事業の進捗状況を見ながら増員も検討していく。

年度途中から、社会福祉法人あむで1名増員（現在産休中）。

(3) 開設時間

開設時間は次の通りとする。

- ① 開設曜日 月曜日～金曜日
- ② 開設時間 9:00～17:30（昼休み 1 時間）

(4) スタッフの勤務等

① ワン・オールの勤務時間

- ・勤務時間は、ワン・オールの開設時間とする。
- ・ワン・オールの勤務時間に基づき、スタッフそれぞれに定められた時間数の業務に当たる。
- ・なお、夜間や休日の勤務も少くないことから、定められた時間数の業務は原則 1 週間単位で満たしていく。

日 7.5 時間（昼休み除く）

週 7.5 時間×5 日 = 37.5 時間

月 37.5 時間×4 週 = 150 時間

年 150 時間×12 ヶ月 = 1,800 時間

② 講師等派遣依頼への対応

- ・講師等の派遣依頼は要綱、仕様書、及びワン・オール事業計画等に照らしてワン・オール業務に該当する場合は、ミーティングでの論議を経てスタッフの派遣を決定する。
- ・講師謝礼が発生する場合は、基幹相談支援センター受託法人に繰り入れる。
- ・派遣されたスタッフがワン・オールの勤務時間を越えて講師等の業務に当たる場合は、ワン・オールから依頼元に「超過勤務手当」相当額を謝金として請求の上、依頼元から当該職員への支払いを求める。

③ 業務分担

新年度に入り、適宜見直すこととする。

(5) ワン・オール内の研修、育成

人材の育成と事業の継続性のために次のような取り組みを推進していく。

- ① 計画的な研修会への参加
- ② 各種研修会の企画、運営、講師体験
- ③ ワン・オール内勉強会の実施

(6) ミーティング、情報共有

原則週1回水曜日もしくは木曜日の午前もしくは午後を実施し、活動状況の振り返り、関係機関との連絡調整の報告、市外からの転入ケースの共有、活動方針の検討等を行っていく。可能な限り市障がい福祉課もミーティングに参加するほか、結果が次に生かされるための記録などの工夫を行っていく。また、グーグルカレンダーを活用した、スタッフ間のスケジュール共有をはかっていく。

報告事項の共有や、協議のため、ミーティングを18回開催。

(7) 運営委員会

運営委員会の事務局業務を担い、中立・公平・独立性につとめるとともに、継続性を担保するためのセンターの枠組み、仕組みを検討し運営委員会に提案していく。

【役割分担】

相談支援	①委託相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談支援 ・相談支援事業所、相談員への支援 ・委託相談支援事業の改善 <ul style="list-style-type: none"> ア. 事業の枠組み イ. 支援の枠組み ・研修企画
	②計画相談支援推進
	③地域相談支援推進
	④精神障害者地域生活支援広域調整等事業
	⑤ピアサポーター支援
協議会	⑥まちプロ
	⑦相談支援部会事務局
	⑧事務局（運営委員会、全体会等）
	⑨地域部会 <ul style="list-style-type: none"> ・中央区、手稲区、南区、清田区、西区 ・豊平区、北区、白石区、東区 ・厚別区
地域支援	⑩札幌弁護士会、札幌地検、定着支援センター
	⑪こころのリカバリー総合支援センター
	⑫障がい者相談支援センター夢民
その他	⑬運営委員会
	⑭庶務 <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告（基幹、移行支援） ・事業所指定、事業契約 ・ワン・オール プレス ・ホームページ ・会計（小口現金）